

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) 別表第1			(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (同左) 別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ヌ) (省略) (ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和26年法律第310号)	第2条《 <u>機構による生糸の輸入</u> 》 第7条《 <u>輸入に係る生糸の機構への売渡し</u> 》 第11条	(1) <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> (以下「 <u>機構</u> 」という。)の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構事務所長</u> (横浜又は神戸の事務所長。以下同じ)の印が押なつされた「 <u>輸入生糸入港報告書</u> 」 (2) 第7条第1項の規定により <u>機構</u> に生糸の売渡しをする者であつて第11条第1項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構事務所長</u> の印の押捺された「 <u>実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書</u> 」 (3) 第7条第1項の規定により <u>機構</u> に生糸の売渡しをする者であつて第11条第1項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構事務所長</u> の	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ヌ) (同左) (ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和26年法律第310号)	第2条《 <u>事業団による生糸の輸入</u> 》 第7条《 <u>輸入に係る生糸の事業団への売渡し</u> 》 第11条 <u>農畜産業振興事業団法第29条第1項第4号《<u>業務の委託</u>》</u>	(1) <u>農畜産業振興事業団法</u> (平成8年法律第53号)第29条第1項第4号の規定により <u>農畜産振興事業団</u> (以下「 <u>事業団</u> 」という。)の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>事業団事務所長</u> (横浜又は神戸の事務所長。以下同じ)の印が押なつされた「 <u>輸入生糸入港報告書</u> 」 (2) 第7条第1項の規定により <u>事業団</u> に生糸の売渡しをする者であつて第11条第1項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>事業団事務所長</u> の印の押捺された「 <u>実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書</u> 」 (3) 第7条第1項の規定により <u>事業団</u> に生糸の売渡しをする者であつて第11条第1項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、 <u>事業団事務所</u>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
<p>(7) (省略)</p> <p>(7) 砂糖の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)</p> <p>(カ) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和 40 年法律第 112 号)</p>	<p>(省略)</p> <p>第 5 条第 3 項《輸入に係る指定糖の事業団への売渡し》(第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)</p> <p>第 13 条《指定乳製品等の輸入》 第 14 条《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》</p>	<p>印の押なつされた「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(4) 輸出貨物製造用生糸を保税工場で使用せず国内転用する場合の取扱いについては、上記 (3) に転ずる。</p> <p>(省略)</p> <p>第 5 条第 3 項(第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)の規定により<u>農畜産業振興機構</u>が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」</p> <p>(1) <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>(以下「<u>機構</u>」という。)の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>機構理事長</u>の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」</p> <p>(2) 第 14 条第 1 項の規定により<u>機構</u>に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>機構理事長</u>の印が押なつされた「指定乳製品等の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(3) 第 14 条第 2 項の規定により<u>機構</u>と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>機構理事長</u>の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」</p>	<p>(7) (同左)</p> <p>(7) 砂糖の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)</p> <p>(カ) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和 40 年法律第 112 号)</p>	<p>(同左)</p> <p>第 5 条第 3 項《<u>農畜産業振興事業団</u>の承諾》(第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)</p> <p>第 4 条《業務の委託》 第 13 条《指定乳製品等の輸入》 第 14 条《輸入に係る指定乳製品等の<u>事業団</u>への売渡し》</p>	<p>長の印の押なつされた「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(4) 輸出貨物製造用生糸を保税工場で使用せず国内転用する場合の取扱いについては、上記 (3) に転ずる。</p> <p>(同左)</p> <p>第 5 条第 3 項(第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)の規定により<u>農畜産業振興事業団</u>が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項第 2 号の規定により<u>農畜産業振興事業団</u>(以下「<u>事業団</u>」という。)の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>事業団理事長</u>の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」</p> <p>(2) 第 14 条第 1 項の規定により<u>事業団</u>に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>事業団理事長</u>の印が押なつされた「指定乳製品等の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(3) 第 14 条第 2 項の規定により<u>事業団</u>と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、<u>事業団理事長</u>の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」</p>

新	旧
<p>砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第 1095 号 昭 40. 10. 1</p> <p>砂糖の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の施行に伴う税関における取扱いは、下記によりこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>（平均輸入価格等の税関への連絡）</p> <p>3 粗糖の平均輸入価格、国内産糖合理化目標価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格及び異性化糖標準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）、並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>（以下「機構」という。）から直接税関（本関）に連絡されることとなっている。</p> <p>（指定糖等に関する証明）</p> <p>4 前記 1 及び前記 2 に係る指定糖又は異性化糖（以下「指定糖等」という。）に関する証明は、次によるものとする。</p> <p>（1）<u>機構</u>に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、当該売り渡しに係る買入れ事務所を所掌する<u>機構</u>の事務所長又は出張所長（以下「事務所長等」という。）が発給する法第 5 条第 3 項（法第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。）に規定する<u>機構</u>の承諾に係る買入れ承諾書（以下「買入れ承諾書」という。）（副本）を税関に提出させる。</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い）</p> <p>5 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（副本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>（1）輸入許可を保留し、別紙様式 1 の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（副本）を添付して、当該買入れ承諾書（副本）を発給した<u>機構</u>の事務所又は出張所（以下「事務所等」という。）あて適宜（例えば、託送）の</p>	<p>砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第 1095 号 昭 40. 10. 1</p> <p>砂糖の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の施行に伴う税関における取扱いは、下記によりこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>（平均輸入価格等の税関への連絡）</p> <p>3 粗糖の平均輸入価格、国内産糖合理化目標価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格及び異性化糖標準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）、並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに<u>農畜産業振興事業団</u>（以下「事業団」という。）から直接税関（本関）に連絡されることとなっている。</p> <p>（指定糖等に関する証明）</p> <p>4 前記 1 及び前記 2 に係る指定糖又は異性化糖（以下「指定糖等」という。）に関する証明は、次によるものとする。</p> <p>（1）<u>事業団</u>に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、当該売り渡しに係る買入れ事務所を所掌する<u>事業団</u>の事務所長又は出張所長（以下「事務所長等」という。）が発給する法第 5 条第 3 項（法第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。）に規定する<u>事業団</u>の承諾に係る買入れ承諾書（以下「買入れ承諾書」という。）（副本）を税関に提出させる。</p> <p>（2）（同左）</p> <p>（輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い）</p> <p>5 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（副本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>（1）輸入許可を保留し、別紙様式 1 の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（副本）を添付して、当該買入れ承諾書（副本）を発給した<u>事業団</u>の事務所又は出張所（以下「事務所等」という。）あて適宜（例えば、託送）の</p>

新	旧
<p>方法により送付すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(関税の払戻し又は徴収が行われた場合の<u>機構</u>への通知)</p> <p>6 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により<u>機構</u>に売り渡された粗糖以外の指定糖等については、当該指定糖について、関税込率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税込率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかになったとき並びに当該異性化糖等について関税込率法第19条第1項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかになったときは、当該指定糖等に係る<u>機構</u>の買入契約が解除されることとなっており(砂糖の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第5条及び第19条)、<u>機構</u>においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p>	<p>の方法により送付すること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(関税の払戻し又は徴収が行われた場合の<u>事業団</u>への通知)</p> <p>6 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により<u>事業団</u>に売り渡された粗糖以外の指定糖等については、当該指定糖について、関税込率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税込率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかになったとき並びに当該異性化糖等について関税込率法第19条第1項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかになったときは、当該指定糖等に係る<u>事業団</u>の買入契約が解除されることとなっており(砂糖の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第5条及び第19条)、<u>事業団</u>においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p>

新旧対照表

(関税関係個別通達)

新	旧
<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">連 絡 票</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人 <u>農畜産業振興機構</u> 所長 殿</p> <p style="text-align: right;">税関</p> <p>下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入数量が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量を超過することが判明しましたので、連絡します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 買入れ承諾書の番号 2 買入れ承諾数量 3 輸入申告番号 4 税関検査により確認された輸入数量 5 超過数量 	<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">連 絡 票</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p><u>農畜産業振興事業団</u> 所長 殿</p> <p style="text-align: right;">税関</p> <p>下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入数量が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量を超過することが判明しましたので、連絡します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 買入れ承諾書の番号 2 買入れ承諾数量 3 輸入申告番号 4 税関検査により確認された輸入数量 5 超過数量

新旧対照表

(関税関係個別通達)

新	旧
<p>別紙様式3</p> <p style="text-align: center;">輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人 農畜産業振興機構 所長 殿</p> <p style="text-align: center;">税関</p> <p>下記輸入指定糖等について、関税法第13条第7項等の規定により、当該指定糖等の輸入の際に軽減又は免除を受けた関税の徴収が行われることとなったので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入許可書の番号及び輸入許可の年月日 2 用途外使用等があった年月日 3 関税の徴収が行われる根拠規定 4 関税の徴収が行われた指定糖等の数量 5 買入れ承諾書の番号 	<p>別紙様式3</p> <p style="text-align: center;">輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>農畜産業振興事業団 所長 殿</p> <p style="text-align: center;">税関</p> <p>下記輸入指定糖等について、関税法第13条第7項等の規定により、当該指定糖等の輸入の際に軽減又は免除を受けた関税の徴収が行われることとなったので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入許可書の番号及び輸入許可の年月日 2 用途外使用等があった年月日 3 関税の徴収が行われる根拠規定 4 関税の徴収が行われた指定糖等の数量 5 買入れ承諾書の番号